

(第一類 第二号)

第八十七回国会 法務委員会議録 第八号

(一七九)

昭和五十四年三月二十三日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 佐藤 文生君

理事 青木 正久君

理事 濱野 清吾君

理事 西宮 弘君

理事 沖本 泰幸君

稻葉 修君

田中伊三次君

福永 健司君

村山 達雄君

稻葉 誠一君

飯田 忠雄君

高橋 高望君

小林 正巳君

前尾繁三郎君 中村 正雄君 高橋 高望君 森 美秀君

同日 辞任

前尾繁三郎君 森 美秀君

高橋 高望君

中村 正雄君

篠田 弘作君

二階堂 進君

三池 信君

森 美秀君

武藤 山治君

長谷 雄幸君

正森 成二君

民事執行法案(第八十四回国会閣法第七六号)

(參議院送付)

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第四五号)(參議院送付)

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所西山民事局長、岡垣刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○稻葉(誠)委員 お諮りいたしました。

本日、最高裁判所西山民事局長、岡垣刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 内閣提出、參議院送付、民事執行法案、内閣提出、參議院送付、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び内閣提出、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稻葉誠一君。

委員の異動
三月二十三日

辞任
補欠選任

最高裁判所事務総局長 西山 俊彦君
最高裁判所事務総局長 岡垣 熟君
法務省刑事局長 清水 達雄君
法務省刑事局長 伊藤 築樹君
法務大臣官房司法法制調査部長 枇杷田泰助君
法務大臣官房司法法制調査部長 香川 保一君
法務省刑事局長 前田 宏君
法務大臣官房司法法制調査部長 西山 俊彦君
法務省刑事局長 岡垣 熟君
法務省刑事局長 伊藤 築樹君
最高裁判所事務室長 西山 俊彦君
最高裁判所事務室長 岡垣 熟君
法務委員会調査室長 清水 達雄君

○佐藤委員長 内閣提出、參議院送付、民事執行法案、内閣提出、參議院送付、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び内閣提出、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稻葉誠一君。

○伊藤(榮)政府委員 まず、二十日にいわゆる検察首脳会議と言われるものが行われたようではございませんが、その内容についてはつまびらかにできませんけれども、要するに、非公開資料が全部到着して一応の検討を終わつた時点で、検察首脳に報告が行われたというふうに承知をしておるわけです。

それから、二十一日に有森氏を取り調べたといふことを前提としてのお尋ねでございますが、公式には、検察当局はその事実を肯定をいたしております。

したがつて、それらの二つの前提を置いての御質問でござりますので、私としましては、この前提の上に立つてお答えするわけにもまいらぬでには認めていないわけでございます。

ございますが、いずれにいたしましても、現在勾留中の二人の被疑者の身柄の勾留満期の問題もござりますので、検察としては、他に犯罪の嫌疑があるものがあるといったしますと、さらにその方面に捜査をするとか、その他所要の段階を踏むのではないか、かようく考えております。

○稻葉(誠)委員 官房長いるかな。官房長、よくあるものがあるといったしますと、さらには、伊藤刑事局長の答弁のやり方や何か勉強しておいた方がいいですよ、非常に内容のある、いい答弁をされるから。なぜ官房長にそういうことを言うか、後でわかると思います。

それから、聞いておつて、あの中で非常に私が関心を持ちましたのは、ある一人の人人が、田中・ニクソン会談、ハワイ会談の前後に、早朝田中さんの家を訪ねたかと海部さんに対する質問した。海部さんが、早朝とは七時半から八時か八時半ごろまでですかということを聞いているわけですね。それでE2Cに關係ないということを答えましたが、早朝訪ねたかという質問に対し、早朝とは何時から何時までですかということを、わ

さわざ確認しているのですよ。

これは一つの意味があるので、私の聞いた範囲の情報、確かめた範囲の情報では、田中さんとのころに行つたのは、そのほかに、新聞記者の来ない朝早く行く、六時ごろ行くんですね。六時ごろ行つて、数回行つておる。だから新聞を幾ら見つけて出てこないわけです。ということが伝えられてきたわけです。だから、早朝ということを海部さんはわざわざ時間を確かめているんですよ。あの人はうまいから、そつすると、あのとき一回行った、だけれども、時間を見定して、その前のほかの時間には、聞かれなかつたら言わなかつたというふうに必ず逃げてくるに違いないのです。ですから、六時ごろ、非常に早い、新聞記者が来ない前に、海部さんが自白を何回となく訪れておるのだというような話が伝わってきてるわけですが、その点について、当局としては関心を持つていらっしゃいますか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいまの御指摘には関

心を持つつかと思いますが、そういうことを検察当局が知つておるかどうか、私、報告を聞いておりませんので、何とも申し上げられません。

○稻葉(誠)委員 それから、あなたが予算委員会で、RF4Eについては射程距離内にあるという答弁をされましたね。

それは、そのときの空気で適当な答弁をしたわけですか、あるいはそうでなくて、しかとした見通しの上に立つて、そういう答弁をされたのでしょうか、そこはどうなんでしょうか。

しかも、あなたの見通しに徐々に沿つたことが実現されつつある、明らかになりつつある、こういうふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○伊藤(榮)政府委員 私、いつも御答弁申し上げるときに、その場で適当に申し上げているつもりはないでございまして、申し上げられる範囲で簡潔な言葉を選びましてお答えをしておる次第でございます。

さわざ確認しているのですよ。

これは一つの意味があるので、私の聞いた範囲の情報、確かめた範囲の情報では、田中さんとのころに行つたのは、そのほかに、新聞記者の来ない朝早く行く、六時ごろ行くんですね。六時ごろ行つて、数回行つておる。だから新聞を幾ら見つけて出てこないわけです。ということが伝えられてきたわけです。だから、早朝ということを海部さんはわざわざ時間を確かめているんですよ。あの人はうまいから、そつすると、あのとき一回行った、だけれども、時間を見定して、その前のほかの時間には、聞かれなかつたら言わなかつたというふうに必ず逃げてくるに違いないのです。ですから、六時ごろ、非常に早い、新聞記者が来ない前に、海部さんが自白を何回となく訪れておるのだというような話が伝わってきてるわけですが、その点について、当局としては関心を持つていらっしゃいますか。

○伊藤(榮)政府委員 私は当時、私の持つております

ました知識から、RF4Eの問題についても犯罪捜査の範囲内にあるという認識を持つておりますので、そのまま申し上げたわけでございますが、最近の二人の逮捕事実にそれが出ておるわけでございますが、そのようなはつきりした形で出てくるというこれまで知つておつたわけでは、もちろんございません。ただ、捜査の対象の範囲内であるという認識のもとに、そういう御答弁を申し上げた次第でございます。

○稻葉(誠)委員 きょうは法案の質問の日ですから、余り質問をして、こここのルールを乱すといけないので、この程度にしておきますが、さつきのあなたの話を聞くと、衆参両院の喫間の中から、だれだかちょっとわからないのですが、何か偽証のにおいがしないでもないというふうにもとれたのですが、そういうとり方でもできないわけはないと思うのですが、これはこういうふうにとつていですか。

○伊藤(榮)政府委員 さきに衆議院では証言拒

絶罪の告発がございました。それからさらに衆議院の予算委員会においては、海部氏の筆跡鑑定等もおやりになっておる。

そういうような大筋の流れを見てまいりますと、仮定のまた仮定の問題でござりますけれども、閣としては、もうああいう会社からは政治献金は受けないんだということは、あなだは閣議の中では発言できないですか。受けないようにしようということ、そこまではとても無理なんですか。

○古井国務大臣 きょうになれば、ああいう会社

という話になるのでしょうかけれども、きょうの前

には、まあどの会社があの会社なのやらわかつた

ものじありませんから、これはちょっと広範な

問題になりますし、実際問題が、そうどれからも

これからもとうふうに、一口に言つてしまえぬ

かもしれませんし、それはよく考えてみなければ

ならぬ問題だと思います。

それはそれとして、今度は最高裁で規則をつく

るわけですね。その規則はまたずいぶんかかるの

ですか。どうしてそんなにかかるのか、ちょっと

わからないのですがね。

○香川政府委員 御案内のとおり、最高裁判所の

規則は、規則制定諮問委員会を設置いたしまして、

そこに諮問されて、関係方面の方に集まつていた

だいて審議していただくというふうなことでござ

いまして、今回の民事執行法関係の最高裁判規則は、

数においても相当膨大になりますし、中身もいろ

いろの考え方があろうかと思うのであります。

そういう意味で、最高裁判所当局からは約一年以

上はかかるだろうというふうなことを聞いておりま

して、まあ実質考えますと、それくらいは最小

限どうしてもかかるだろう。

○稻葉(誠)委員 わかりました。

そうすると、その射程範囲内だということは、それがあなたの聞いており知つておることの範囲に沿つて、徐々に事態は進展しつつある、こういうふうに常識的に理解をしてよろしいでしようか。

○伊藤(榮)政府委員 私は当時、私の持つております知識から、RF4Eの問題についても犯罪捜査の範囲内にあるという認識を持つておりますので、そのまま申し上げたわけでございますが、そのまま申し上げたわけでございません。ただ、捜査の対象の範囲内であるといふことまで知つておつたわけでは、もちろんございません。ただ、捜査の対象の範囲内であるといふことまで知つておつたわけでは、これはめいめのあたり、だから規正法をもつと整としなければいかぬという意見もあつたり、なかなかそれがいかぬという意見もあつたりといふようないま段階ですね。実情については、これはめいめのがどう判断するかという以外にはないと思いますが、率直に言つて、届け出が全部政治献金を力ぱーしかどうか、これはよく検討してみなければわからない問題じやないかと思うのであります。

○稻葉(誠)委員 きょうは正直な気持ちですけれども……。

これは正直な気持ちですけれども……。

○稻葉(誠)委員 だから正直な気持ちで、大平内閣としては、もうああいう会社からは政治献金は受けないんだというふうにもとれたのですが、そういうとり方でもできないわけはないと思うのですが、これはこういうふうにとつていですか。

○伊藤(榮)政府委員 さきに衆議院では証言拒

絶罪の告発がございました。それからさらに衆議院の予算委員会においては、海部氏の筆跡鑑定等もおやりになっておる。

そういうような大筋の流れを見てまいりますと、仮定のまた仮定の問題でござりますけれども、閣としては、もうああいう会社からは政治献金は受けないんだということは、あなだは閣議の中では発言できないですか。受けないようにしようということ、そこまではとても無理なんですか。

○古井国務大臣 きょうになれば、ああいう会社

という話になるのでしょうかけれども、きょうの前には、まあどの会社があの会社なのやらわかつた

ものじありませんから、これはちょっと広範な

問題になりますし、実際問題が、そうどれからも

これからもとうふうに、一口に言つてしまえぬ

かもしれませんし、それはよく考えてみなければ

ならぬ問題だと思います。

それはそれとして、今度は最高裁で規則をつく

るわけですね。その規則はまたずいぶんかかるの

ですか。どうしてそんなにかかるのか、ちょっと

わからないのですがね。

○香川政府委員 御案内のとおり、最高裁判所の

規則は、規則制定諮問委員会を設置いたしまして、

そこに諮問されて、関係方面の方に集まつていた

だいて審議していただくというふうなことでござ

いまして、今回の民事執行法関係の最高裁判規則は、

数においても相当膨大になりますし、中身もいろ

いろの考え方があろうかと思うのであります。

そういう意味で、最高裁判所当局からは約一年以

上はかかるだろうというふうなことを聞いておりま

して、まあ実質考えますと、それくらいは最小

限どうしてもかかるだろう。

したがいまして、この法案の施行日までに何とか間に合わせなければならぬわけでございましたて、予定したときよりも一年おくれておるわけでございますが、P.R.も兼ねて最高裁判所にはその点をお願いしなければならぬ、かように思つておるわけでございます。

○稻葉(誠)委員 そうすると、規則の中で重要な点というのはどんな点ですか。

○西山最高裁判所長官代理人 仮にいま民事執行規則という名称を考えておりますが、その規則事項に含まれてくるものとして私どもが考えておりますのは、まず第一が、法案の立案の過程において、これは規則事項であるということで考えられているものがございます。第二番目の問題としては、現行法に規定がありますが今回の法律には上がってない条文で、要するに手続を決めた事項、そういうたよなうなものが挙げられます。第三番目には、民事執行法という新しい法律によってつくられました手続の実施に必要な手続事項、この三つが考えられるわけでございます。

その中で、いま御質問がありました一番重点と考えておりますのは、不動産及び動産に対する強制執行の手続の関係が一番重要なものと考えておるわけでございます。そのほかに、今度の執行法では、担保の提供方法、それから買い受け申し出の場合に提供いたします保証金の関係の提供方法、これが規則にゆだねられましたものでございますから、それについて現行法は金銭、有価証券に限られているものを、さらにもっと一般人が買いやすいような形の提供方法が考えられないものかどうかという点を考慮しながら、新しい方法を検討しているという、その点が大体重要な点であろうというふうに考えておるわけでござります。

○稻葉(誠)委員 法務省の民事局長、民事局関係の法案、いま法制審議会にかかる法の案の、たとえば民法の改正、身分法の関係ですね。その進捗状況というか、問題点、これはなかなかむずかしいですね。それから商法関係があります。そ

れから、きのう出た国籍法の問題も出てくる、こう思うのですが、こういうふうな問題について、どういう点が問題で、どういうふうに今後進捗していくのかということについて概要をお話しください、こう思うのです。

○香川政府委員 現在、法制審議会で御検討願っております第一のものは商法関係でございますが、これは商法の中で株式会社法の全面的な見直しとすることの作業でございます。

御承知のとおり、株式につきましては、大方の商法部会における意見を集約したものを公表いたしました。さらにまた、株式会社の機関、つまり株主総会、取締役会、監査役につきましての試案を昨年末に公表いたしまして、現在関係方面から意見を聞いておるわけであります。ただいま審議いたしておりますのが、第三の非常に重要な柱であります計算書類の問題でございます。

大きな問題といたしましては、この三つが中心をなすと思いますが、さらに引き続きまして、株式会社を大小分けると申しますか、現行の株式会社としては相当規模以上の会社に限ることにして、その規制を強化するというふうな方向を考えるべきじゃないか。これは政策的には非常に危険な問題だらうというふうに思つておますが、そういうこと、あるいは、さらにはこれは各問題に關するべきじゃないか。これは政策的には非常に危険な問題だらうというふうな問題がございまして、その辺を早急に解決しなければならないということで検討していただいている、かよ

うな状況でございます。

御指摘の国籍法の問題につきましては、これは私どものところで、現在あげつらわれておるいろいろな問題点は、特に法制審議会にかけなくともいい問題ではなかろうかというふうなことで、今後、法案も社会党から出ておるようでございまして、審議の経過等も踏まえまして、事務当局としては検討したい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○稻葉(誠)委員 その身分法小委員会の、たしか六項目だと思いましたが、その第一項目ですね、あなたは外したけれども、嫡出子と子との相続分の問題がありますね。この問題はどうなんですか、まとまりそなうな。

○香川政府委員 この問題につきましては、実に申し上げますと、いろいろの考え方があるわけですが、説明していただきたいと思うのです。

それから夫婦財産制の問題、配偶者には限りませんが寄与分の問題、そういったことが一つの柱だらうと思いますが、現在一番問題だと思われますのは、妻の地位の向上という観点から、現行の配偶者の相続分の一を二分の一に引き上げるべきか、あるいは三分の一まで上げるべきかとい

うふうな問題、それから兄弟姉妹がある場合の配

偶者の相続の内容、それから妻の居住権の保護と申しますか、夫亡き後の生活の保護というふうな

観点から、きめ細かい規定を設けるべきかどうか

ということ、そういったことが非常に活発に議論

されまして、ほぼまとまりつございまして、相

統法のこの関係は、今年いっぱいでも民

法部会の成案は得られるだろうというふうに考え

ております。

財産法関係では、現在法制審議会で審議してい

ただいていますのは、いわゆる区分所有の建物関

係の法律でございます。これは当初、区分所有法

を制定いたしました当時は、こんな大規模なマン

ション等がたくさんできるというふうなことは、

予想はしておったかもしませんけれども、そつ

いう実態というものを踏まえた点での検討が必ず

しも十分でなかつたというふうみがあるわけでございまして、このことが、たとえば端的に管理規

約の問題にもあらわれておりますし、また公示制

度としての登記の關係で一覽制を非常に善してお

るような状況になつておるというふうな問題がございまして、その辺を早急に解決しなければならないということで検討していただいている、かよ

うな状況でございまます。

御指摘の国籍法の問題につきましては、これは私どものところで、現在あげつらわれておるいろいろな問題点は、特に法制審議会にかけなくともいい問題ではなかろうかというふうなことで、今後、法案も社会党から出ておるようでございまして、それは恐らく、三十万までが簡裁だから、それで簡裁じやまづいから地裁にしようというの

うなんですか。たとえば離婚の場合に、非財産権上の訴えだからといって三十五万円にするという

のは、あなた、どこからくるの、三十五万円とい

うのは。これは恐らく、三十万までが簡裁だから、それが簡裁じやまづいから地裁にしようというの

で三十五万にしたんだろうと思つんだけれども

う。それから五百円もある。仮処分の場合、印

紙が五百円でしょう。あと、何か百円もあるし、そ

ういろいろなのがあるね。それそれは合理的な理由があ

るのか、きょうは全部説明しろと言つたて無

理だから、後で一覽表をつくって、これはこうい

う合理的な理由があつて存在をし、そつて百円だ

とか五百円にするのはこれだけの理由があるんだ

といふことを後で出してほしいわけです。

だから、いまは非財産権上のものだけでいいで

すが、説明していただきたいと思うのです。

それから境界確定の訴えなんかのときは一体ど

うするんですか。あれは印紙を幾ら張つたらいい

の、所有権確認ならわかるけれども。

○枇杷田政府委員 ただいまの御質問の非財産権

上の請求の点につきましては、御指摘のよう、裁判所法並びに民訴法の二十二条の規定によりまして、地方裁判所の管轄に属するということになつております。

事件の種類といましましては、いろいろな内容があるわけでございますが、たとえば会社の設立無効であるとか、株主総会の決議無効であるとか、いつたようなもの、それから身分法上のいろいろなものがござります。そのようなものはもともと幾らとくことが決められないものでございますので、事柄の性質上からいきましても、事物管轄として非常に複雑困難であろうから、したがつて、地裁の管轄にしておるということと合わせまして、地裁での最低の訴訟物の価額というものが、三十万円を超えて三十五万円までというところが一番最低の価額になるわけでござります。それに合わせまして三十五万円とみなして最低の額です。

不明であるから、内容の非常に複雑なものもございませんけれども、それを一律にやる場合には最低の金額が適当であろうといふところで、地裁の訴訟事件の最低の金額に合わせるということでござります。

境界確定の関係につきましても、境界確定そのものでは、価額がどうであるかということは実際上算定できませんので、それによります利益、そういうもので計算して、簡裁の管轄になつたり地裁の管轄になるような扱いを実際上しておるようございます。この辺につきましては、合理的な基準といふのはなかなか得られないといふことで、実務的には若干困難な問題が残つておるようになっております。

○稻葉(誠)委員 それじや、仮処分のときに五百円の印紙を張るのはどういう理由で、どこから五百円と出てくるの。
○松田政府委員 仮処分の場合にもいろいろな内容がございまして、なかなか一律にはいかないのですけれども、それをいわば訴訟物の価額的に見ていくのもむずかしいござりますし、また、そのことのために、早急に処分し

なければならぬというのが、訴訟物の価額の判定で時間がかかるということでも問題がござりますので、一律の金額にしておるわけでございますが、五百円にしておるという根拠は、訴えの最低の金額、これは簡裁の関係になるわけでござります。その最低の金額に合わせるというふうな扱いをしておるわけでござります。

○稻葉(誠)委員 最低の金額に合わせるというのもあります、そこら辺はここで議論してもよいがありますからやめます。

せつかく最高裁判の刑事局長来ておられるので聞くのですが、刑事案件の訴訟費用ですね。なぜ、有罪になったときに被告人に負担させるのですか。その理論的な根拠はどこにあるのですか。

○岡垣最高裁判所長官代理人 お答え申し上げま

す。これは前にも一度御質問いたいたと思いまして、そのときにも申し上げましたけれども、一つの考え方としましては、民事の場合でもそうでございますが、いずれにしても、訴訟をやって負けたのだから、その費用を持つということになると、そのとき申し上げた記憶がござります。

その後、私どもとしましても、確かに、質問された点はつきりしないなというふうなことでいろいろ考えました。考えましたが、結局、先ほど申し上げたことを別の言葉で言いますと、今度は悪いことをしたのだから、そのかかった費用は払えといふことも加わるのかなということで、それも負けたのだからということで、刑事で言えば悪いことをしたから有罪ということになるわけでござりますから、そういうところで払わせるのかなといふふうに私も考えておるわけでございまして、御満足のいくような明確なお答えができるのは残念でございます。

○稻葉(誠)委員 こちもわからぬから聞いているので、ほんもよくわからないのです。たとえば職権で証人喚問しますね。場合によつて、その費用まで払わせるわけですね。それから検察官の方では、弁護人の方で同意するから書類

でいいと言うのに、いや、おれの方は証人申請するんだと言つて証人申請して、その費用まで本人に払わせるというのは、理論的な根拠がはつきりしないような感じがするのです。

それから、今度は汽車賃のことがこの法案に出ていますね。証人の場合には人によってはグリーン車を使うこともあるの、それは認めないの。そ

こはどうなつてゐるのですか。

○松田政府委員 証人等につきましては、裁判所が相当と認めるという場合に、グリーン車の料金を支給することになります。大方の情

状証人とか、それからまた被害者の関係などにつきましても、多くの場合にはそう遠くないところでもありますので、グリーンの料金を支払うといふことはそう多くないよう聞いております。しかし、証人の生活状況その他から見て相当だと認めると、いまは指定席券といつたって普通、急行は余りなく、近距離でもほとんど特急なんですね。

ほとんど特急でしょ。特急料金はどういうふうになつてゐるの。特急で来たということを証明しなければいけないの。

○稻葉(誠)委員 特急料金は三百キロ以上の旅行の場合に支給するというのが現行法の規定でござります。これを、このたび百キロ以上ということにしたわけでござります。ですから、新幹線で申しますと、東京から熱海ぐらいまでの場合には特急料金を今度支給できるということになるわけですが、その支給方法といましまして、別に特急に乗つたということを証明する必要はございませんで、旅行のキロ数で計算して特急料金を支払う、そういうことになるわけでござります。

○稻葉(誠)委員 最高裁判の刑事局長にお聞きしたいのですが、ほんは常々疑問に思つておりますのは、一つは前科ということです。前科といふのは一体何なんですか。

○岡垣最高裁判所長官代理人 前科といふのは、私どもとしては、前に犯したとがということでおかか、刑事訴訟の場合に、被告人の情状といふことがあつて、前に犯したとがつて、それが、今後被判決を言い渡す場合にそれはどういう意味を持つたかということを考慮に入れて、それが、被告人の更生その他について、どういう意味を持つたか、あるいはかといふこと、被告人の性格がどういう性格であろうかといふこと、こういう、量刑すべき要件について考える資料になるということが一つございます。

それからもう一つは、法律上の問題でございますけれども、累犯の加重をする場合に、罪を犯したから、その費用を持つといふことになると、それが、いまま指定席券といつたって普通、急行は内どかなんとか、いろいろ要件がござりますので、そういう場合にそれを確かめる、そういう、要するに前に犯したとがの内容を前科といふことに称しておきます。

○稻葉(誠)委員 それはわかるのですが、たとえば執行猶予の場合に、裁判官によつては、執行猶予を言い渡すときに、執行猶予期間が切れたら判決の言い渡しがなかつたことになるんだという言ひ方をする人があるのです。これはちょっとおかしいと思うんだけれども、とにかくそういう言い方をする人が現実にいるのです。そうすると、執行猶予期間が過ぎてしまつたときには、それはどうなんですか、前科になるのかならないのかといふことが一つ。

それから、刑の消滅した場合があるでしょ。刑法の三十四条ノ二だかで、十年間たつと消滅するでしょ。それも前科調書として皆出してくるわけだね。そういうのは果たして前科と言えるのですか、どういうふうになるのですか。それが二つ。

それからもう一つは、判決を見ると、検察官が関与の上審理を遂げたと書いてあるわけだ。それで必要的弁護の事件でも、弁護人のことは何も書いてないわけだ。これはどこからそういうことになつてくるの。必要な記載事項でないわけでしょ

う。なのに、検察官だけ関与が書いてあって、弁護人は書いてないのは、一体どういうわけなんですか。これは少し官尊民卑だな。官尊民卑でもないか、慣例かもしれないけれども、それはどういうところから、そういうことになつていてるの。

理論的にどういうことなの。その三つの点だね。
○岡垣最高裁判所長官代理者 最初の二つの問題、一括したような形になりますけれども、前科というか一つの罪を犯して、そういう事実があつて判決があつた。その法律的な効力といいますか、それに基づいていろいろな、たとえば一定の犯罪を犯して一定の刑に処された者は一定の資格を失うという場合に、そういう効力がどこまであるか、そういう問題と、しかし、ただ事実としてそういうことがあつた、そういうことがあつたから、彼の性格はどうであろうかということを認定する場合の訴訟法上の効果と申しますか、それは別でござります。

したがいまして、たとえば執行猶予の言い渡し

時間が経過いたしまして、刑の言い渡しがその効力がなくなつたといいたしましても、それはいま申し上げました、たとえばある復権に関するような意味で刑の言い渡しの効力がなくなるということはございましょうが、事実上あつたということはあつたわけでありまして、その点では、やはり量刑などに考慮されるということになるわけでござります。

それから、判決に首席検察官の名前を書きながら、弁護人の名前を書かないのはどうかという点に入りますと、これは形式的なお答えをすれば、刑事訴訟規則に、判決の要件にはこれこれを書けと書いてあるから、そุดたとだけのことになつてしまふわけありますけれども、それでは、なぜそうなのかということになりますと、これは民事訴訟の場合と比べてみなければ違ひは出ないのではないかと考えております。

と申しますのは、民事事件の場合にも、やはり法律上は訴訟代理人の記載ということは要件とされておりません。したがつて、よく民事訴訟に原

告だれぞれ、右訴訟代理人人何のだれ兵衛、こう書きますが、本当は、あれは訴訟法上要求されてしまいます。法定代理人だけでありまして、訴訟代理人人は書かなくてもいいわけでありますけれども書く。

なぜかと申しますと、恐らくは民事の場合には、法廷へ出てきて訴訟をする人というのは、原告本人、被告本人というのはほとんどありません。実際に出てきて訴訟行為をやつているのは訴訟代理人である、そういう実態が一つあると思いますが、ます一審法律上の問題としては、民事の場合には、判決の言い渡しを受けた後、確定するのは、その判決の送達を受けた後と、ことで計算されるわけであります。その判決の送達は、どうやってやるかと申しますと、大体、右訴訟代理人弁護士と書いてある弁護士さんの住所に送達するということになつております。

ところが、刑事の場合には、被告人がいなければ判決の宣告はしないのが原則でありますと、目の前で宣告する。その宣告した日から控訴期間と、いうものは経過していくわけでありますから、確定もそういう意味で実態が違うということから着目して、当事者だけを書くという形になつてゐるのではなかろうかというのが私の考え方でござります。

○福葉(誠)委員 これで終わりますけれども、あなたの説明はわかつた。当事者を書くのはわかつたけれども、では、検察官を書く理由は全然説明にならないのじやないです。検察官だけ書いてね。それじゃ検察官も書かなければいいじやないですか。それなら話もわかるけれども、検察官だけ書いて——被告人は書かないわけにいかないから、被告人は書くけれども、弁護人の方は、必要な弁護の場合は弁護士を書かないで検察官だけ書かなければならないよ。(岡垣最高裁判所長官代理者「訴

訟の当事者ではございませんから」と呼ぶ)それはどうでもいいけれども、何とか少し変だよ。

時間が来たからやめますけれども、法務省の民事局長、長い間御苦勞さまでした。これで終わります。

○佐藤委員長 正森成一君。

それで、民事執行法について、ごく簡単に質問をさせていただきます。

民事執行法の五十五条规定では、修正前には「債務者又は不動産の占有者が、こうなつておりますが、簡潔に、主体は「債務者」というよう改められ、以下それに関連した修正がなされました。それから七十七条につきまして、従前は「不動産を占有する債務者又は不動産の占有者で」云々となつておりましたが、今回の修正案で、簡潔に「債務者」こういうくわいになりました。

したがつて、從前議論されておりましたいろいろな問題は、法文上も議論の余地がなくなつたと

いうように思いますが、念のために、やはり主體が債務者というふうになつておりますので、たとえば債務会社が、労働組合との協定によつて、会社の不動産を労働組合に賃貸したりあるいは使

用貸借をさせるというようなことが、五十五条规定もその意味で実態が違うということから着目して、当事者だけを書くという形になつてゐるのではなかろうかというのが私の考え方でござります。

○福葉(誠)委員 これで終りますけれども、あなたがいつまでおっしゃるのですか。そのままでおっしゃるのですか。そのままでおっしゃるのですか。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

さらにまた、引き渡し命令を出します場合に、第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

したがつて、前二者の場合に、いまおっしゃるような労働組合の占有関係というものが仮に明らかになつていないといたしましても、最後のところになります。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

○正森委員 それでは、八十三条についても念のために伺いたいと思います。

○香川政府委員 御意見のとおりでござります。

○正森委員 それでは、八十三条についても念の

きまして、いまお示しのよう、労働組合が権原によつて占有しておるというふうなことが明らかになりますれば、調査に記載するということで、になります。そこで執行官の現況調査、それに基づく現況

調査報告書において明らかになると思います。

さらにまた、そういう関係を含めて裁判所が売却条件を定めます場合に、だれがどういう権原で占有しているかどうかというふうなことについて明瞭かにしなければなりませんので、この関係で労働組合を審尋するということもあるうかと思

います。そうしますと、審尋調査といつもののがつくるられるわけでございます。

さらにまた、引き渡し命令を出します場合に、第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

したがつて、前二者の場合に、いまおっしゃるような労働組合の占有関係というものが仮に明らかになつていないといたしましても、最後のところになります。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

第三者が、つまり労働組合が占有しておるということがありますれば、必ず審尋しなければならないことがあります。そうしますと、審尋調査といつもののがつくられるわけでございます。

○香川政府委員 御承知のとおり、今回の民事執

行法案におきましては、売却前に執行官に現況調査をさせます。

○香川政府委員 御承知のとおり、今回の民事執

行法案におきましては、売却前に執行官に現況調査をさせます。

したがいまして、私どもいたしましては、最高裁判所規則で、できるだけその目的に合致したように、詳細に現況調査報告書を記載していただきたいふうにお願いしておるわけでございまして、恐らく規則においては、事細かくいろいろの

必要な事項が規定されるというふうに考えております。

○正森委員 今回の場合には、配当要求については、たとえば百三十三条「その権利を証する文書」とか、あるいは百五十四条「文書により先取特権を有することを證明」等、労働債権についても一定の権利証明の手続を定めておるわけですが、これが余り詳細なものを要求されると、労働債権の実現上困りますので、この文言によって、どの程度のものを考えておられるのか、念のためにおつしやつていただきたいと思います。

○番川政府委員 一般的の先取り特権、特にその中で私ども注意を払いましたのは労働者の賃金債権でございますが、そういったものも債務名義を必要とするということに相なりますと、実際は権利の保護に欠ける結果になるおそれがあるというふうなことで、有名義主義の一つの大まな例外として規定したわけでございます。

そこで、先取り特権の存在を証する書面というものは、実務上どういうふうなものがあるだろうか、これはいろいろのケースによつて違うと思ひますけれども、たとえば会社の従業員がまだ賃金を支払つてもらつてないというふうなときには、給与担当者と申しますか、そういった者の未払いの証明書とか、あるいはまた、いまよく行われておりますように、銀行払い込みの例があるわけでございまして、そういう場合には、銀行にはまだかくかくの給料債権が払い込まれていいというふうな証明書、そういうものを代表的なものとして想定いたしております。

○正森委員 三十九条の三項について伺いたいと存ります。

ここでは、御承知のように「弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、一回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。」というように、今回の場合は非常に限定されたわけです。

私どもは、サラ金等々で支払いを要求されておる非常に困窮した債務者については、示談等のた

めにいろいろ話し合いをする場合に、二回に限り、かつ六ヶ月ということでございますと、実際に非常に気の毒な債務者の保護に余りしやすくし定規にやられると、困る場合があり得るわけですね。弁護士会からも一定の意見が出ておりますが、これについては一定の弾力的運用がなされるのかどうか、伺いたいと思います。

○番川政府委員 二回、六ヶ月に限るという関係は、これは法律でそうなりますれば、これを三回あるいは八ヶ月というわけにはまいらぬわけでございます。

しかし、これは御承知のとおり、執行停止をする期間についての問題でございまして、したがつて、二回、六ヶ月に限りまして、その後の手続としては、裁判所は売却期日を指定するわけでござります。その指定の仕方が、弾力的な運用ができるであろう。やはり事案に応じまして、弁済猶予が真実であり、しかも、一月早くあるいは二月早く売ることが債務者に酷であるというふうな場合は、そのところは、そういった事情というものが上申されることもありましょうし、執行裁判所において弾力的に運用される。むしろ、そういう彈力的な運用も、最後のとりでとしては私は期待いたしておりますと、いうことでござります。

○正森委員 最高裁に伺いたいと思いますが、同僚委員からも質問がございましたが、今度の民事裁判所規則で定めるとなつております。百三十四条は、動産について同様なことを定めております。

第十条の「執行抗告」の四項を見ますと、「執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定めるところにより記載しなければならない。」となつております。これについてははどういうようなことを考えておられるのでしょうか。

○西山最高裁判所長官代理者 従前の即時抗告の実態に照らしますと、理由のない抗告が非常に多いため、執行の引き延ばしを図るためといふい。それは、執行の引き延ばしを図るためといふい。

ことに原因があつたかと思いますが、今回の民事

執行法の趣旨が、そういう理由を付さないようないわば訴訟遅延を目的とするような即時抗告をなくすというねらいがあるというふうに理解いたしましたので、規則の中では、原裁判を違法とする事由を具体的に記載すべきこと、それから、原裁判には、その事実を摘示しなければならないというふうなことを、最高裁判規則で規定するように考えておるわけでございます。

それは、具体的に執行抗告の理由を制限するという趣旨を含んでおるわけではございませんので、執行抗告の理由としては制限がないけれども、しかし、それは具体的に書いてもらいたいという趣旨にその規定を解釈しておるわけでございま

す。

○正森委員 「ごく簡単に伺いますが、たとえば六十四条では、不動産の売却の方法について、最高裁判所規則で定めるとなつております。百三十四条は、動産について同様なことを定めております。また六十六条では、買い受け人が不動産の買い受けを申し出ようとした場合に「執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならぬ」ということを規定していますが、この三つの条文について、最高裁はどういうようなものを見ておられるのか、簡単に御説明ください。

○西山最高裁判所長官代理者 不動産の売却手続におきましては、期日の指定とか、その他の具体的な手続の関係を規定しておりますほかに、売却の方法といたしまして、原則は競り売りまたは入札による。むしろ入札を原則として、競り売りを次順位とする。そのほかにも、競り売り、入札によらな方法を検討するということを考えております。

それから、動産についても同じような方法を考えておるわけでございます。

〔委員長退席、山崎（武）委員長代理着席〕

それから……

○正森委員 そんなことはわかっているよ。条文に「入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。」となつておるから、何かと聞いているの

で、それでは条文のとおり答えただけじゃないですか。委員長、ちょっと答弁させてください。答弁に全然なつてない。条文のとおり答えただけだ。

○西山最高裁判所長官代理者 入札または競り売り以外の方法といたしまして、入札または競り売りを実施しても、適法な買い受けの申し出がないときは、差押え債権者の意見を聞いた上で、そのままの直前の入札または競り売りにおける最低売却価額を下回らない価額で、執行裁判所が執行官に対して、入札または競り売り以外の方法により不動産の売却の実施を命ずることができるという方法を考えております。

さらに、その売却の方法につきましては、実施の方法、期限その他の条件を付することができます。たとえば買い受け希望者を探るために新聞公告をして、入札または競り売り以外の方法により不動産の売却の実施を命ずることができるという方法を考えております。

そこで、いま申し上げましたのは不動産の売却方法でございますが、動産の売却方法につきましては、入札、競り売りのほかに、適宜の方法に

より、不動産業者にあつせんを依頼するというふうな工夫をこらして、広く買い手を募る、適正な価額で迅速に売却できるよう努力するというふうにしておるわけでございます。

それから、いま申し上げましたのは不動産の売却方法でございますが、動産の売却方法につきましては、入札、競り売りのほかに、適宜の方法による売却ということも考えておるわけでございます。これは、たとえば金銀とか高価物の売却あるいは家畜その他の特定の人でなければ取引できないようなものについての売却方法、あるいは刀剣とか薬草とかいうふうな取引が制限されているものについての売却方法、そういうものについての売却方法を決めておるわけでございます。

○正森委員 法務省に伺いますが、百三十一條の「次に掲げる動産は、差し押さえではない。」という中で、三号には「標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭」というのがあります。

政令としては、どういうような腹案を持つてお

られるのか、もしお答え願えるならお答えください。

○香川政府委員 ただいま、まだ、どのような額

が妥当か最終的な結論は出ておりませんが、御承知のとおり、国税徴収法に同種の関係で現在、これは夫婦子供二人の標準世帯の場合でございますが、十七万円何がし、それから生活保護の関係では、夫婦子供二人で十三万円何がしというふうになつておるわけでございますが、今回の民事執行法の場合には、二十万円ぐらいいが標準世帯の生計費としてどうだろかというふうなことを中心にして、現在詰めておる次第でございます。

○正森委員 次に、執行官関係について伺いたいと思いますが、今度の新しい法律では、執行官は現況調査等相当権限を持つようになつております。それとうらはらの関係で、その物件明細の記載などが間違つておった場合に、国家賠償を言われるのじやないか、求償権を行使されるのじやなからうかというような心配も、参考人質問で行われていますが、それについて法務省側としては、まだ施行前でございますから、詳細なことは言えないと存じます。

○香川政府委員 法律的に申しますと、現況調査において故意過失があつて、その報告書が誤つたというふうな場合等、國家賠償の問題が起つることは十分あり得るわけでございます。しかし、私どもいたしましては、現在の執行官の能力、素質から考えまして、さような誤りを犯すことはまずなからうといふに見込んでおる次第でござりますけれども、しかし今後とも、その研修等にも最高裁判所において力を注いでいただきて、資質をさらに向上させていただきたいというふうな希望は持つております。

○正森委員 私は、この間参考人質問でも、西ドイツと人口当たりの執行官の数等について比較をいたしましたけれども、過大な責任が追及され過

ぎることがないよう、一方また、国民が被害をこうむらないように、それをバランスをとつていただきたいというように思います。

それから、今回の民事執行法では、競売の場合には低減制が廃止されておりますね。そうすると、企業努力をやらぬといかねと思うのです。それで、たとえば競売の場所を明るくするとかいうようなことで、たとえば国税局における公売の実施方法等から学ぶ必要があるのじやないかと、いうように思いますが、いかがですか。

○香川政府委員 今度の法案の骨子であります、工夫しなければならない余地が大いにある。〔山崎（武）委員長代理退席、委員長着席〕ただいま御指摘のような施設の問題も、その最高く、迅速にという売却を考えますと、まだまだ工夫しなければならない余地がある。

○香川政府委員 今度の法案の骨子であります、工夫しなければならない余地がある。

ただいま御指摘のような施設の問題も、その最高く、迅速にという売却を考えますと、まだまだ工夫しなければならない余地がある。

○正森委員 今度の法案の骨子であります、工夫しなければならない余地がある。

ただいま御指摘のような施設の問題も、その最高く、迅速にという売却を考えますと、まだまだ工夫しなければならない余地がある。

○正森委員 今度の法案の骨子であります、工夫しなければならない余地がある。

ただいま御指摘のような施設の問題も、その最高く、迅速にという売却を考えますと、まだまだ工夫しなければならない余地がある。

ただいま御指摘のような施設の問題も、その最高く、迅速にという売却を考えますと、まだまだ工夫しなければならない余地がある。

ただいま御指摘のような施設の問題も、その最高く、迅速にという売却を考えますと、まだまだ工夫しなければならない余地がある。

ただいま御指摘のような施設の問題も、その最高く、迅速にという売却を考えますと、まだまだ工夫しなければならない余地がある。

得ております。しかし、このたび民事執行法が施行されますと、執行官の責任も重くなることではありますので、その機会に、執行官制度はどうあるべきかということをもう一遍考え方をしてみたいたいといふように望まれるのは当然のこと

です。その際に一番問題になることは、執行官の現在の手数料制を俸給制に切りかえるということですが、きませんと、その補助事務の方の身分についても結論が出ないということに相なります。しかし、直ちに完全な固定俸給制にするということが、実際に合うかどうかと、いうことが問題でございますので、先日もほかの委員の方からも御指摘がありましたよな、いろいろな態様のことを考えて、実情に合うような制度を工夫、研究してみたい、かのように考えておる次第でございます。

○正森委員 いま、いろいろなことを考えていると言われた中には、一定の基本給と歩合給とかいふようなことも含まれると思うのですが、そういう点も含めて考えておられるわけですか。

○杜鵑田政府委員 ただいまの一部歩合給といふのも、一つの研究の課題であろうと考えております。

○正森委員 いま、いろいろなことを考えていると言われた中には、一定の基本給と歩合給とかいふようなことも含まれると思うのですが、そういう点も含めて考えておられるわけですか。

○杜鵑田政府委員 ただいまの一部歩合給といふのも、一つの研究の課題であろうと考えております。

○正森委員 ここに私は、東京の執行官室労働組合からの嘆願書を持ってきているわけですが、その中には、こういふように指摘をされているわけあります。

達方法をしなければならない、そういう事務を取り扱う者は単なる私人であるということは、これらの組合の方あるいは従業員が、早く公務員にしていただきたい、そして雇用関係を明朗にしていただきたいといふように望まれるのは当然のことであろうと思います。

それについて、法務大臣に伺いたいと思いますが、法務大臣はどのように考えておられますか。

○古井国務大臣 先般も、その問題について御質問を受けたわけであります。

問題については、それがいいのだ、こういう御意見が非常に強いてあります。それで先の執行官、こういうことでは、公務員という形で整頓していくといふ問題です。それから先の執行官、こういう問題については、それがいいのだ、こういう御意見が非常に強いてあります。

○正森委員 いま法務大臣から、前向きに検討して、そういう御意見をいたしましたので、十分前向きに検討していきたい、そういう御意見をいたしました。前向きにと

いうのが十年、二十年先のことではなくして、できるだけ近い機会に前向きに具体的な方策がとられるよう個人的な頭もちょっとありますけれども、御審議の状況も伺いましたので、十分前向きに検討していきたい、そういう御意見をいたしました。前向きにと

いうのが十年、二十年先のことではなくして、できるだけ近い機会に前向きに具体的な方策がとられるよう個人的な頭もちょっとあります。

○正森委員 いま法務大臣から、前向きに検討して、そういうお言葉をいたしました。前向きにと

いうのが十年、二十年先のことではなくして、できるだけ近い機会に前向きに具体的な方策がとられるよう個人的な頭もちょっとあります。

もう一点伺いますが、執行官に雇用されている職員の望んでおられるのは、一定の努力をして実務にも習熟した方、特に二十五年ぐらい経験を経られた方を、執行官に登用していただきたい、その条件等を明確に定めていただきたい、というの

が、一つの要望だろうと思うのですね。

それについて、どういうように登用の手続、条件等を考えておられるか、念のために伺いたいと思います。

○西山最高裁判所長官代理者 現在の執行官の任用資格いたしましては、行政職俸給表（四等級）以上のものにある者またはこれに準ずる者というのが第一の資格でございます。そのほかに、年齢の関係で四十歳以上、それから裁判所で実施いたし

ます実務試験、筆記及び口述の試験に合格した者ということになつております。

一番問題なのは、その行(一)の四等職相当と認められるかどうかという認定の問題であろうかと存じますので、それは執行官に雇われておられる事務員の方に限らず、広く一般の人についても同じことが言えるので、その点についての差別をする考えはございません。

○正森委員 それでは、これで質問を終わらしていただきますが、最後に、法務省の刑事局長に伺いたいと思います。

本日の十時三十分に、日商岩井に対し、私文書偽造、外為法違反で、第二回目の捜索が行われたといつうように聞いておりますが、その容疑内容等について、報告をしていただきたいと思います。○伊藤(繁)政府委員 何分ついさつき始めたばかりのようで、詳細な報告を受けておりませんが、捜索の被疑事実は前回と同様の事実で、前回捜索し残したところなどを補充的に捜索をしておる、こういう報告を受けております。

○正森委員 終わりります。
○佐藤委員長 これにて三案に対する質疑は終了いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、来る四月十日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

次に、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

法務委員会議録第三号中正誤			
正	誤	正	誤
一 二 三 四 五	二 三 四 五 一	一 二 三 四 五	二 三 四 五 一
同 第五号中正誤	同 第四号中正誤	同 第三号中正誤	同 第二号中正誤
二 二 一 七 微生物学 除々に 徐々に	一 一 一 七 生物学 分子生物学 分子生物学 分子生物学	一 一 一 七 生物学 分子生物学 分子生物学 分子生物学	一 一 一 七 生物学 分子生物学 分子生物学 分子生物学

正	誤	正	誤
一 二 三 四 五	二 三 四 五 一	一 二 三 四 五	二 三 四 五 一
同 第五号中正誤	同 第四号中正誤	同 第三号中正誤	同 第二号中正誤
二 二 一 七 生物学 分子生物学 分子生物学 分子生物学	一 一 一 七 生物学 分子生物学 分子生物学 分子生物学	一 一 一 七 生物学 分子生物学 分子生物学 分子生物学	一 一 一 七 生物学 分子生物学 分子生物学 分子生物学